

平成29年度事業報告

境水先区水先人会

本会は、「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成18年法律第38号）」により改正された水先法に基づき、平成19年4月1日に法人水先人会として設立された。

本会の設立目的は、水先法の目的に鑑み、会員の品位を保持し、水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するため、合同事務所の設置および運営、水先人の養成並びに会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことである。

これらの目的を達成するため、本会は、会則第4条に次の事業を定めている。

- (1) 会員の品位保持に関する諸施策を実施すること。
- (2) 合同事務所の設置及び運営に関する事務を行うこと。
- (3) 水先人の養成に関し必要な事務を行うこと。
- (4) 本会及び会員の業務に関し日本水先人会連合会及び官公署と連絡協議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会員に対する指導、連絡及び監督に関する諸施策その他本会の目的を達成するため必要な施策を実施すること。

1. 重点事業

平成29年度も、寄港クルーズ客船の大型化への対応が課題であったが、平成28年度から、コンテナ船、チップ船、大型客船を昭和南岸壁に3隻同時接岸する事により岸壁の利用状況が改善された。しかし、11万トンの客船との3隻同時接岸は、岸壁全長との兼ね合いから現状では不可能であった。原木船については、平成28年9月から中野1号岸壁が稼働し、運行能率が良くなった。更に、大型客船等の同時入港に対応した安全な港湾施設の整備、運航支援体制の改善を図る会議等に水先人会も参画し、中野岸壁を貨物船及び客船が効率よく利用できるように検討された結果、今年度岸壁の延長工事が執り行われた。

2. 各事業

平成29年度において次の具体的事業を行った。

(1) 適正化事業

- ・ 緊急時のバックアップ支援を要請されている中国電力三隅火力発電所へ入港する石炭専用船の操船を類似行為者と共に行い会員の大型撒積船に対する技術向上を図った。
- ・ 健康管理など品質管理に関する事業として自主的健康診断の受診を春季に行い、秋季に法定の健診を行った。

- ・ 境港管理組合、境海上保安部、中国地方整備局に対し、港内測深の実施、潮流観測装置の設置（30年3月に設置された。）、岸壁のフェンダー等の新設を求めるなど、安全な航行環境の維持についての提言を行い要望した。
 - ・ 日本水先人会連合会の目的を達成するための同会の会議に参画し、小水先区の現状について報告し、また支援の在り方などについて意見交換に努めた。
 - ・ 離着棧業務などを安全に行うため、当会会員、タグボート乗組員、綱取り通船会社従業員、船舶代理店等の関係者で安全ミーティングを行った。
- (2) 業務取次窓口業務
- ・ 会員のする水先業務の引受けに関する事務としては平成29年度における水先区内における業務回数は304隻であり、前年比61隻の増加であった。水先料金等収受事務として平成29年度区域内水先料金等は35,656,995円であり、前年比7,858,461円強の増収であった。
- (3) その他の事業
- ・ 水先業務に対する地域社会や住民に理解、協力を得る必要があることから、境港市の港祭りに広告を掲載した。
 - ・ 地域の港湾諸活動として、海上保安協会境支部、海難防止山陰プリ-フィング（境地区推進連絡会）、鳥取県海事振興協会、船員災害防止協会、境港保安委員会、保安対策協議会、境港BCP連絡協議会、台風津波対策協議会等に参画している。
 - ・ 船舶の航行に影響を及ぼす港湾工事、作業については、工事または作業実施業者に対しアドバイスを行い、安全航行の確保に寄与した。

以上